

広報

うえだ

昭和56年 3月1日

第 834 号

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田224100
印刷 田 辺 印 刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円



心は早くも1年生

そろそろ入学シーズン。神科小学校では2月18日、この4月入学を予定している子供たちの「1日入学」がありました。みんな小学校は初めてなので、やや緊張ぎみ。簡単な検査をした後、残り時間を利用して思い思いに絵を描きましたが、今年は人気のドラえもんが圧倒的。早くも4月を夢めているのか、子供たちの目はみんな輝いていました。

主 な 内 容

歩け歩け運動で気分そう快	2・3ページ
資源活用推進月間 3月9日～5月10日	4ページ
順調に進む下水道事業	5ページ
建築確認事務は市役所で	6・7ページ
勤労青少年ホームの教養講座・スポーツ教室にご参加を	8ページ
同和問題を考える	9ページ
計量モニターを募集します	10ページ
シリーズ・関越道上越線②	11ページ
おくやみ	12ページ

市民の動き

(2月1日現在)

総人口	112,666人	(+ 15)
男	54,959人	(+ 27)
女	57,707人	(- 12)
世帯数	33,836世帯	(+ 25)

() 内は前月比です。



市長を交えて行われた歩け歩け運動座談会。

歩け歩け運動で 気分そう快!

市が昨年から始めた高齢者の皆さんを対象にした「歩け歩け運動」を、ほとんど毎日実施されてこられた各地区公民館代表の六人の皆さんが、二月十日、石井市長を交えて座談会を開きました。

この「歩け歩け運動」は、お年寄りの健康は、まず歩くことから「をテーマに、カードを使い、歩いた距離によってスゴロク式にコースを塗りつぶして、楽しみながら歩き続けようというものです。この日の座談会では、始められた動機や完歩してみても良かった点などについて話がはずみました。そこで、この座談会の様子を次の点にしばって掲載してみましよう。

- ① 始められた動機は何ですか。
- ② 毎日の歩く距離、場所はどのようにして選びましたか。
- ③ カードを利用して一年間に歩いた日数、歩いた総キロ数は、どのくらいですか。
- ④ 完歩するのに途中で困ったことは何ですか。
- ⑤ 完歩してみても良かったことは何ですか。
- ⑥ これからも続けますか。

小林

花さん

(常田2・73歳)



- ① 手足のしびれがひどく、このままでは動けなくなるのではと心配していたところ、老人会を通じてこの運動があることを知って始めました。
- ② 上田駅までを目標とし、往復しています。
- ③ 323日。約350km。
- ④ 朝早く起きて一まわりしてくると気分が大変良い。また、腰や足が悪かったが、大分良くなりました。
- ⑤ 歩くことによって体の調子が良いので、これからも続けたいです。

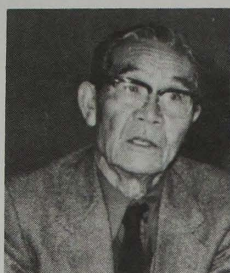
川上

勇さん

(染屋・70歳)



- ① 県老人大学に参加して、老人の健康は歩くことが重要だと感じたからです。
- ② 部落(染屋)の端から小学校まで2kmという標識があるので、それを起点としました。
- ③ 240日。約800km。
- ④ 雪道で、泥水を自動車にとばされました。
- ⑤ 体調が良くなりました。また、ヒザの痛みが取れました。
空気はきれいだし、日の出を拝めるのが楽しみです。
- ⑥ 今はちょっと体調が悪いので中止をしていますが、気候が良くなったら再開します。



竜野 竜雄さん

(川辺町・76歳)

- ①医者から、年をとってからの冬の自転車乗りは健康上好ましくないといわれ、以後もっぱら歩くことにしました。
- ②舗装されていない道路で自動車の通行量の少ない道を選んで、4 km歩くことにしました。
- ③284日。約1,011km。
- ④身辺社会の実情をいろいろ知ることができました。また、歩いたあとの心身のそう快さを味わうことができました。
- ⑥自己の歩行力に一層の確信を持ちたいと思っています。



成田 栄さん

(常磐城1・93歳)

- ①昭和33年夏ごろから私は歩け歩けを実行してきました。昨年からの運動があるのを知り、参加しました。
- ②新田の大輪寺まで約2 kmなので、往復4 kmを歩いています。
- ③ほとんど毎日。約1,360km。
- ④やはり天気かげんが一番困りました。また、犬に足をかじられたこともありましたが、犬は放し飼いにしないでほしいです。
- ⑤長い間、毎朝新鮮な空気の中を歩き続けてきたため健康で、毎日の仕事を楽しみます。
- ⑥健康の許す限り続けます。



片山 賢次さん (中野・72歳)

- ①糖尿病や手足のしびれなどの持病がありますが、体力維持のため何とか歩き続けたいと思って始めました。
- ②最初は毎日5 kmを歩いていたが、入院生活後は1 kmか2 kmを歩いています。
- ③約670km。
- ⑤美しい田んぼなどを見ながら歩けることが楽しく、体の調子もいくらか良くなっています。
- ⑥退院後、両手足のしびれで歩くことが困難であったわけですが、歩かないと一層悪くなってしまうので努めて歩きたいと思っています。

出席された皆さんは、一様に「健康に大変よい」と感じています。このお話しを参考に、皆さんも今から始めてみませんか。なお、現在、カードを使ってこ



土屋 正代さん (下室賀・68歳)

- ①老人の健康は歩くことが第一だと日ごろ思っていたところ、川西公民館からこの運動を勧められました。
- ②家から仕事先のビニールハウスまでの距離を実測して決めました。約500mです。
- ③約327日。約350km。
- ⑤足が丈夫になり、歩くことが楽しくなりました。長い距離も、自信をもって歩けるようになりました。
- ⑥自ら決めたことを達成したそう快な気持ちと体調の良さは、老化防止に効果的だと思います。

の運動を実施している皆さんは、是非とも完歩して「完歩賞」をとってください。また、初めての方は、各公民館にカードが用意しておりますので、ご使用ください。

資源活用推進月間

—むだをなくし物を生かす市民運動—

3月9日～5月10日

このところ第二次石油危機といわれるほど、世界中が石油問題で揺れ動いています。
このような状況のなかで、第一次石油ショックなどの苦い経験を踏まえて、ようやく私たちの生活のなかにも、「省資源・省エネルギー」の意識が芽生えてきています。

しかし、まだまだ多くの皆さんは、「物を大切にすること」を忘れてしまいがちではないでしょうか。省資源・省エネルギーという課題は、いまや世界的に極めて現実的な政策課題として取り上げられています。そして、第二次石油危機以後は、更に政策は強化されています。

省資源・省エネルギーを進める方策としては、省資源・省エネルギー技術の開発（耐用年数の延長、節電型製品の普及など）、資源の再利用の促進などが考えられます。私たちもう一度、自分の生活をふり返り限りある資源を大切に使いましょう。

市では、「むだをなくし物を生かす運動」を今年も行います。

七年目を迎えるこの運動は、三月九日から五月十日までの二か月間を「資源活用推進月間」とし、資源活用推進本部（本部長 上田市長）を設置して、「資源活用広場」の開催や中部電力（株）、上田ガス（株）、上田電報電話局、上田消費生活センターなどの協賛により、「むだをなくす生活展」などの行事を行います。また、年間を通して行っている不用品交換については、特にこの期間を「省資源強調期間」とし、不用品の紹介・あつせんを積極的に推進します。

このように、市民総参加によ



大勢の皆さんでにぎわった昨年の資源活用広場（市役所駐車場で）

る省資源・省エネルギー運動を進めていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をお願いします。

不用品の登録から

紹介・あつせんまで

市では、省資源・省エネルギー対策の一環として、年間を通して不用品の登録、紹介・あつせんを行っています。これは、資源の再利用を図ることを目的とし、物価対策にも役立てるため、ご家庭や職

場にねむっている不用品を登録していただき、希望者に紹介・あつせんするものです。

ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、電話などでお気軽に登録してください。

登録の状況については、毎月の「十六日号広報うえだ」・「不用品登録情報」欄で紹介しています。

また、「消費者コーナー」の掲示板では、常時、紹介をしています。なお、紹介できなかった品物は、五月十日（開催予定）の「資源活用広場」で即売することもできます。

資源活用広場については、後日、「広報うえだ」でくわしくお知らせします。

不用品の紹介・あつせん制度の要領や内容、「むだをなくす生活展」のご案内などの詳細については、三月十六日号でお知らせします。

◎お問い合わせは：

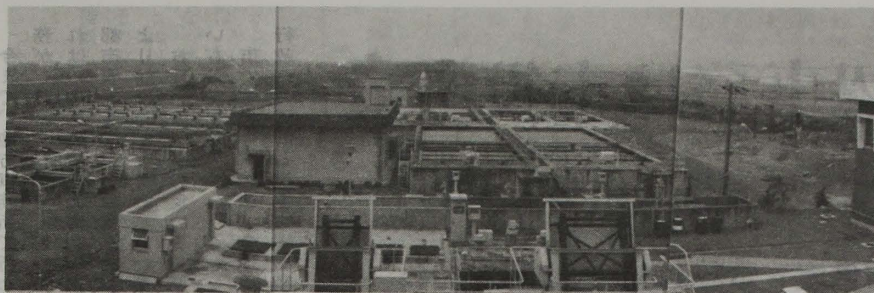
上田市資源活用推進本部
事務局 生活環境課生活係
☎241000 内線303

三自治会、九〇%以上が十二自治会となっています。九〇%以上は、一年前より五自治会增加しました。

水洗化工事は、市の指定した下水道指定工事店（市内二一七号）

市は、水洗化の普及を進めるため、下水道課に「水洗化普及専門相談員」を（☎241000 内線303）

順調に進む下水道事業



下水の終末処理をする下水浄化センター

自治会別下水道普及状況 (昭和55年2月1日現在)

90%以上自治会		80%以上自治会	
自治会名	普及率	自治会名	普及率
末広町	99%	鷹匠町	89%
下紺屋町	98	上房山	89
下川原柳町	95	下房山	89
木町	95	鍛冶町	89
○柳町	93	袋町	88
馬場町	92	南天神町	87
田町	92	原町	86
○大手町	92	松尾町	85
北大手	90	下常田	85
○本町	90	中常田	84
○海野町	90	上鍛冶町	83
○丸堀町	90	横町	83
○印は昭和55年中に90%以上になった自治会		北天神町	83

順調に進む下水道事業 — 水洗化普及率84%に —

市の下水道事業は、年間十億円余りの建設費用をかけて、市街地の中央地区から、東部、西部、卸団地と順に整備が進められています。現在は、使用可能戸数が六千戸余り、うち水洗化戸数は五千戸余りとなり、普及率八四%と水洗化は順調に進んでいます。

各自治会別の普及状況(左表参照)は、普及率八〇%以上が二十

一日も早く水洗化を

下水道区域内に一戸でも、水洗化されない家庭が残っていると、「ハエ」や「カ」の発生、雑排水による河川の汚れなど、生活環境を悪化させる原因にもなります。

水洗化工事は、下水道法と市の下水道条例によって、工事が義務づけられています。工事費も諸物価の上昇などにより、徐々に高くなっていますので、まだ水洗化をされていない家庭では、一日も早く水洗化をされるようお願いしま

三自治会、九〇%以上が十二自治会となっています。九〇%以上は、一年前より五自治会增加しました。

水洗化工事は、市の指定した下水道指定工事店(市内に二十七店)に依頼してください。指定工事店以外の業者が工事を行うと、下水道条例によって違反工事となり、工事のやり直しと一万円以下の過料、五倍の使用料相当額が罰則として徴収されます。(工事店組合 ☎241329)

東部地区自衛水防隊の 水防用設備整う

自治会くじ普及宣伝のため、自治総合センターが行う自主防災組織育成成功事業の助成金二百万円を受けて、東部地区自衛水防隊の設備整備が行われました。

地域の人たちが、自主的に災害に必要な設備として、次のものを購入し、第一分団詰所で保管しておりますので、災害などに大いに活用され、被害の軽減にご協力ください。

購入したもの

水中ポンプ三基、トランジスタメカホン十八台、救命ロープ(二十)十本、発電機二台、照明装置四基、コードリール四台、小型動力ポンプ一台、小型受信機九台、



東部地区自衛水防隊に整った水防用設備品

トランシーバー十台、シャベル十本、ツルハシ十本、トビゲ十本、担架二台

第一 834号
ギーの意識が芽生えてきていま
せんを積極的に推進します。
このように、市民総参加によ
用を図ることを目的とし、物価対
策にも役立てるため、ご家庭や職
五月十日(開催予定)の資源活用
広場」で即売することもできます。
事務局 生活環境課生活保
☎241000内線303

建築確認事務は市役所で

—— 健全なまちづくりを目指し、4 月 1 日から ——

〈建築指導準備室 ☎224100 内線352・364〉

今まで、地方事務所で行われていました建築確認などに関する事務が、四月一日から、市役所へ引き継がれることになりました。これは、市民の皆さん方の利便を増進し、秩序ある建築行政を進め、都市機能を向上させるためには、身近な市役所で行うことの方が、より効果的ではないかという判断から、移管されるものです。お互いに、法の定める基準を守り、明るいまちづくりに心がけたものです。

市では、今、諸準備を進めているところですが、これからの建築行政にご理解とご協力をお願いします。

窓口は 建築指導課です

四月一日から、建設部に建築指導課（二階）が新設されます。

この課では、建築確認、住宅金融公庫の設計及び現場審査、その他、許可、認定、認可、指定など建築基準法に基づく一連の事務を担当します。

また、建築（住宅）相談も合わせて行いますので、お気軽にご相談ください。

**確認申請書の提出部数は
いままでどおりです**

建築確認の事務手順は、別図のとおりです。簡易浄化その設置届（生活環境課）、道路証明（管理課または川西支所）が済みましたら、建築指導課へお出しください。消防署へは、建築指導課の方で同意をとりますので、特別問題がなければ消防署へ行かなくてもよいこととなります。

提出部数は、今までどおり四部（消防一部を含む）お願いします。なお、建築確認申請にあたっては、他の法律や条例などによって、事前協議や許可などが必要となる場合がありますので、申請前に十分検討してください。

収入証紙が変わります ご注意を！

建築確認申請の手数料の納入は収入証紙によって行います。

現在、「長野県収入証紙」を貼っていたのですが、四月一日からは「上田市収入証紙」に変わります。

上田市への申請にあたっては、県の証紙は使用できませんのでお間違いのないように注意してください。

なお、上田市収入証紙は、上小建築団体協議会（建築指導課内）で販売する予定ですが、四月一日にならないと販売できませんので、しばらくお待ちください。

確認前の着工は 違反となります

確認前に着工したり、申請の内容と相違して建てるなど違反建築となり、工事の中止や罰金などに処せられることがあります。また、公庫融資を利用して建築される方は、公庫の仕様書を必ず守ってください。

下さい。

確認の表示板は、見易い場所に掲示して工事に着手しましょう。工事中は、近隣に迷惑をかけるようにすると共に、工事のため道路などの占用許可を受けている場合には、完了後きれいに復元してください。

工事が完了したら、四日以内に建築主事（建築指導課）へ完了届の提出をお願いします。

建築審査会が 設置されます

建築基準法に基づく許可などについての同意や行政処分をめぐる不服申立ての審理、裁決などを行

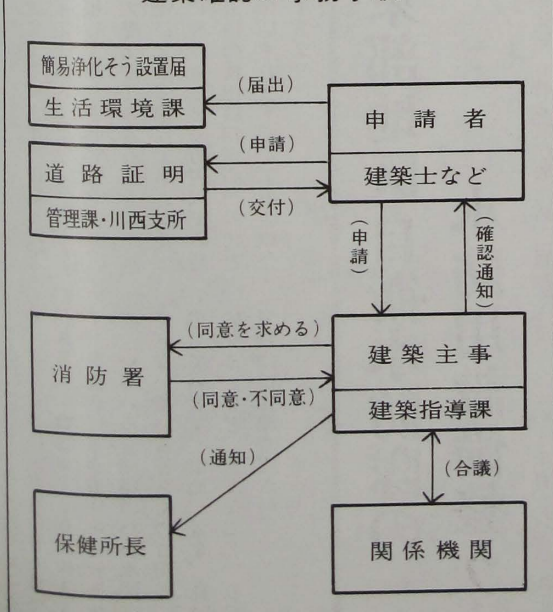
う機関として、建築審査会が設置されます。

この審査会の委員は五人で、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生または行政の各分野で、すぐれた経験と知識を有する人のうちから、市長が任命することとなっています。

構造計算の 基準などが変わります

建築基準法施行令の一部が改正され、六月一日から構造計算の基準などが変わります。今から、できるだけ新基準によつて設計をお願いします。

建築確認の事務手順



道路がなければ家は建てられません

私たちの日常生活のなかで「道路」は、大きな影響力をもっており、その果たす役割は、極めて重要です。

生活物資の輸送や汲み取り作業また、万一の場合の消防活動や避難時における行動など「道路」が狭いといういろいろな支障がでてきます。

そこで、建築基準法では、「道路」とは、幅員が四メートル以上の道をいう」と定められているわけです。

したがって、家などを新築、増築、改築する場合には、その敷地が四メートル以上の幅員のある道路に、二メートル以上接しているなければ、建築することができないことになっています。

道路後退が義務づけられています

それでは、この法律の施行以前から建ち並んでいる既存の家などは、増築も改築もできないことになってしまいますので、一・八メートル以上の幅員がある場合には、その道路の中心線から二メートル後退すれば、建てることのできるようになっていきます。

つまり、道路の中心線から二メ

ートルの線までは、たとえそれが個人の敷地であったとしても「道路である」とみなされるわけで、その中へは、家（軒先も）はもちろん、門、塀、土留など一切の構築物をつくることのできないことになっていきます。（図①参照）

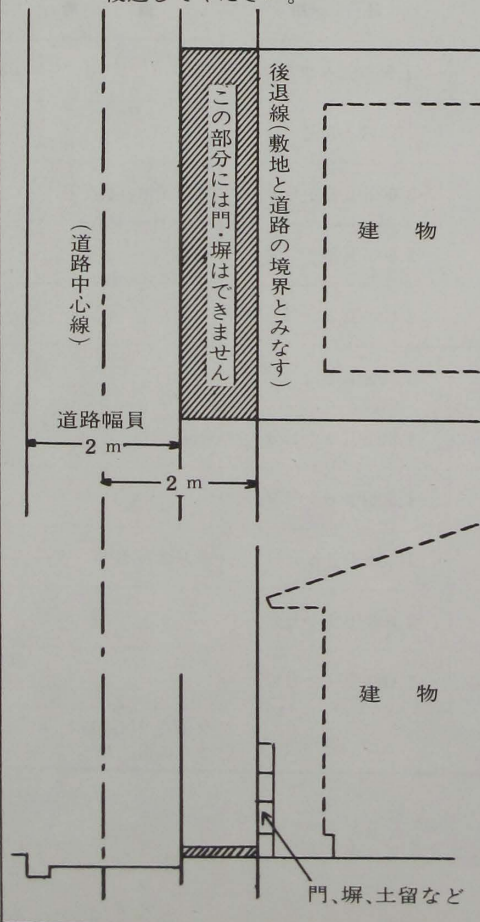
これを「道路後退」といって、その両側の人たちが、新築、増築、改築などを行う際には、それぞれ道路の中心線から二メートルづつ後退をして、将来においては、その道路が四メートル以上に広がるように決められているわけです。

また、片側が、がけ地、川、線路敷地などに沿っている道路の場合には、一方的に四メートル後退することになっています。（図②参照）

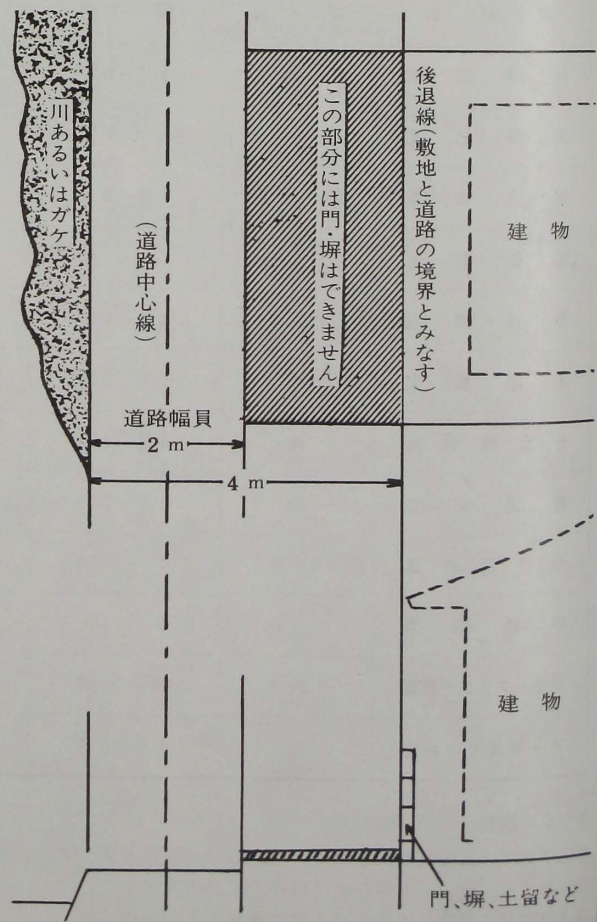
公共の福祉のために制限されます

「自分の土地なのに何故」と疑問をもたれるかと思いますが、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定める。」と日本国憲法では言っており、これに基づいて「建築基準法」もできているわけで、私権といっても強く制限される場合があり、それぞれ公共の福祉のためには、がまんしていただくかなければならないわけです。

図① 道路幅員が1.8m以上4.0m未満の場合には、道路の中心線から2.0m後退してください。



図② 道路の反対側に川やガケなどがある場合にはその境界線から4.0m後退してください。



は、公庫の仕様書を必ず守ってく

勤労青少年ホームの

教養講座・スポーツ教室にご参加を

上田市勤労青少年ホームでは、働く29歳までの方を対象に、下表により教養講座、スポーツ教室などを開きますので、希望される方は、ご参加ください。

受付期限…3月20日(金)まで

受付場所…勤労青少年ホームへ必ず来館(午後1時～9時)のうえ、受講料を添えてお申し込みください。ただし、定員になり次第締め切ります。

お問い合わせ…上田市勤労青少年ホーム ☎27117
午後1時から9時までの間にお願いします。



レザークラフト教室

講 座 名	コ ー ス	期 間	定 員	費 用	備 考
料 理 教 室	月、火、水	4月～9月	24名	1,500円(6か月分)	
民 踊 教 室	月	年 間	10名	1,000円	
茶 道 教 室	月、火、金	4月～9月	男女各 6名	3,000円(6か月分)	江戸千家、裏千家
絵 画 教 室	火	年 間	男女各 10名	2,000円(年 間)	
着 付 教 室	水、木	4月～6月	12名	2,000円(3か月分)	
木 彫 教 室	水	年 間	男女各 10名	2,000円(年 間)	
七 宝 焼 教 室	火	4月～6月	10名	1,000円(3か月分)	隔週
書 道 教 室	金	4月～9月	20名	1,500円(6か月分)	
生 け 花 教 室	木、金	年 間	20名	1,000円(1か月分)	草月流、池坊
和 裁 教 室	火、金	年 間	20名	2,000円(1か月分)	
レザークラフト教室	火	年 間	12名	1,000円(1か月分)	
アーチェリー教室	金	4月～9月	男女各 10名	1,500円	スポーツ保険料 まと紙代

サークル活動(クラブ員募集)

卓球クラブ(火曜日)、空手道(水、土)、ダンスクラブ(水)、テニスクラブ(火、木、土)、マンドリンクラブ(木)、吹奏楽(月、土)、混声合唱(木)、くわのみ(木)、各クラブ員を募集します。ふるって参加しましょう。

本文第一部は、同和問題を正しく認識するために、本文第二部は司和対策の経過について詳細な考

区にからむ差別的な偏見をなくすこと。

す。差別は社会悪であることを明らかにし差別に対する法的規制の

和四十年八月、同和対策審議会から内閣総理大臣に行われたのです。

きれいに使いましょう

“市民トイレ”



この標識があります。

「市民トイレ」は、次の商店などのご好意により開放されています。汚さないよう注意して、きれいに使いましょう。

使用できる時間は、それぞれの商店などが開いている時間です。

- 松尾町 有限会社萩原商店松尾町店 1階
午前10時～午後6時30分
- 海野町 株式会社ヤジマ時計店 2階
午前10時～午後7時
- 海野町 株式会社ほかり 1階
午前8時30分～午後6時30分
- 海野町 海野町会館
午前9時～午後7時
- 大手町 上田商工会議所
午前8時30分～午後9時

第34回 産直デー

3月14日(土)

品 目①大型冷凍にしん……1尾 160円

②大型赤魚かすづけ…1枚 135円

食べ方 ②については、ホイルに包んでかすをつけたまま焼くと味がにけないでおいしくめし上がれます。

取り扱い店…市内産直協力店

〈生活環境課生活係 ☎24100内線303〉

基本的 理解のために

同和問題を考える

本文第一部は、同和問題を正しく認識するために、本文第二部は同和对策の経過について詳細な考察が、また本文第三部には同和对策の具体案が詳しく述べてあります。

具体的な対策としては、主にどんなことが示されているのでしょうか。

まず同和对策は、日本国憲法に基づいて行なわれるという積極的な意義をもち、基本的には国の責任で実施し、部落差別が現存するかぎり行政が積極的に推進しなければならぬと定めています。

ついで対策として次のことを実施するよう具体的に述べています。まず環境を良くする対策です。健康で文化的な生活を営むため、生活基盤である環境を改善し、地

区にからむ差別的な偏見をなくすること。

二番目として社会福祉をすすめる対策があげられています。同和地区は「差別的なかの貧困」の状態におかれているので、この差別と貧困の悪循環を打ち切るための社会福祉とすること。

三番目に産業、職業に関する対策です。同和地区住民は不当な差別により就職の機会均等が完全に保障されていないので、経済的、文化的水準を保障する基礎を確立すること。

四番目に教育問題に関する対策です。同和問題の解決には教育対策を重視し、中心課題は平等の原則に基づき不合理な部落差別をなくし人権尊重の精神を貫くことに置く。

最後に人権問題に関する対策で

す。差別は社会悪であることを明らかにし差別に対する法的規制の措置を講じること。

以上、五項目がその具体的対策です。

結論としては、明確な同和对策の目標を内容とした「特別措置法」を早く制定すること。これによって国、地方公共団体に對し、同和对策事業の実施を義務づけるようにと結んでいます。

この答申書が同和问题解決の基本的なよりどころとなつて、わが国にはじめての部落解放をめざした法律「同和对策事業特別措置法」が生まれることになるのです。

同対法の意義及び対策事業はとうすめられているのでしょうか。

前回、同対答申についてくわしく掲載しました。この答申は昭

和四十年八月、同和对策審議会から内閣総理大臣に行われたのです。そして、その答申を受けて、昭和四十四年七月、同和对策事業特別措置法（略して同対法）が公布されたわけですね。この法律が成立する過程では、文字通り、超党派的な考えのもとで衆・参議院を全会一致、承認可決されたといういきさつがあります。

さて、この法律は憲法の理念に沿ったものと同時に同対答申の尊重、基本的な人権の享有を保障するという法の精神を踏まえたものです。

そして、行政として特別な措置をすると共に国や県市町村などの地方公共団体が、責任をもつて同和地区に各種の事業を行ない、三百年の遅れを一気にとりもどすというものです。

お知らせ



浦里保育園では、2月21日主に父親を対象とした保育参観が行われました。各クラスとも、紙芝居(写真)、イス取りゲーム、カルタ取りなど趣向をこらした保育内容で、リスム室では園児の作品展も開かれました。参観のお父さん、お母さんは、家庭では見られないわが子の姿に目を細めていました。

計量モニターを募集します

募集します

商工課計量係
☎2241000内線603

市民の皆さんの消費生活を守るため、次のとおり計量モニターを募集します。

募集資格：食料品関係の小売業を営んでいない人、またはこれに携わっていない家庭の主婦で、次の条件に該当する人

①昼間の会議に出席できる人

②過去に計量モニターを経験していない人

募集人員：十二名(応募者多数の場合は、勝手ながら選考させていただきます)

職務内容

①指定する期間内(六月と十一月)に購入した調査対象商品(主として食料品)の量目について、市でお貸したハカリを使用して調査し、その結果を報告してもらいます。

②会議(年三回)に出席し、計量に関する意見などを寄せてもらいます。

任期：九か月(五月から翌年一月まで)

謝礼：調査終了後、薄謝を差し上げます。

募集期限：三月三十一日(火)まで

応募方法：官製はがきに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、家族構成、電話番号をお書きのうえ、〒386 上田市大手一―一―一六 市役所商工課計量係までお申し込みください。

野球場の売店権利の入札をします

入札をします

体育課施設係
☎2241000内線557

上田市営球場および県営上田野球場内の物品販売権利の入札を次により行いますので、希望される方はご参加ください。

参加資格：市内に在住の店舗を有する人

とき：四月一日(水)、午後一時三十分

ところ：市役所四階第三会議室

持ち物：印鑑、封筒六枚

販売権利期間：四月一日から一年間

スキースポーツ少年団を募集します

体育課体育振興係
☎2241000内線555

スポーツ少年団の活動は、夏季合宿および夏季トレーニングをはじめ冬期シーズンは、菅平スキー場で技術練習を主に行います。運動不足などを解消するため、次により入団をおすすめします。

対象者：小学校四年生
募集人員：二十名(先着順)

機械編技術講習会の受講生を募集

受講生を募集

働く婦人の家
☎272988

働く婦人の家では、県内職援助センターと共催で、次のとおり機械編技術講習会を開きます。

受講を希望される方は、働く婦人の家に申し込んでください。電話でも結構です。

対象者：市内に住んでいる婦人で初心者に限ります。

募集期間：三月十二日(水)～十四日(土)

とき：四月中の休館日などを除く十六日間、午前九時から午後三時

ところ：働く婦人の家

受講料：無料
定員：十五名(応募者多数の場合は抽選になります)

その他：機械は、婦人の家に用意してあります。次回は、秋の予定です。

美術教室の受講生を募集

受講生を募集

山本鼎記念館
☎222693

山本鼎記念館では、本年も洋画、版画、木彫(農氏美術)の美術教室を開講します。

定員になり次第締め切りますので、お早目にお申し込みください。

なお、教室の日程など細部については、受講生になり次第、後日お知らせします。

申込締め切り日：三月三十一日(火)

部 門	定 員	期 間	受講料	備 考
木 彫 A	40名	4月～11月 (毎月1回)	1,800円	初心者を対象
木 彫 B	40名	4月～11月 (毎月1回)	1,800円	経験者を対象
洋 画 A	40名	4月～11月 (毎月1回)	1,800円	初心者を対象
洋 画 B	40名	4月～11月 (毎月1回)	1,800円	経験者を対象
版 画	40名	4月～11月 (毎月1回)	1,800円	初心者、経験者を問いません

固定資産税の

一日生活教室に

動物愛好家の皆さん

シリーズ・関越道上越線 ②

国の計画

概況

国の高速自動車道計画は全国で七千六百キロメートルで、このうちすでに供用されている道路延長は約二千七百九十二キロメートルです。準備中は約二千六百二十三キロメートルで、残り約二千八百八十五キロメートルが計画されています。

長野県内では、二道三路線（中央道西宮線、中央道長野線、関越道上越線）で、通過延長は約三百十キロメートルが計画されています。

関越道上越線の建設計画概要

建設線の区間

群馬県藤岡市から新潟県上越市までの約二百二十キロメートルです。

通過する主な経過地

富岡市、佐久市、小諸市、上田市、更埴市、長野市、須坂市、中野市、新井市

標準車線数

四車線

設計速度

- ▽平地部…百キロメートル／時
- ▽山地部…八十キロメートル／時
- ▽山岳部…六十キロメートル／時
- ▽インターチェンジ（県内分）

佐久市、小諸市、上田市、坂城町、長野市、小布施町、豊田村、信濃町の各市町村付近

基本計画

▽昭和四十七年六月三十日・藤岡市―長野市間
▽昭和四十八年十一月一日・長野市―上越市間

整備計画

昭和五十三年十一月二十一日・藤岡市―佐久市間

で、中央道西宮線の県内分は、諏訪、茅野市付近の今年開通を待つて、県内全線供用の予定です。

固定資産税の課税台帳を縦覧

資産税課
☎2241000内線236
有線20681

くらしを守るあなたの国民年金

44

保険料は完納しましょう

55年度の国民年金保険料第4期分の「納期限の2月」も過ぎましたが、保険料はすべて納められたでしょうか。国民年金は、老後の生活の手助けとなる老齢（通算老齢）年金ばかりでなく、途中で保障として障害・母子年金などがあります。しかし、保険料を各納期限内に納めないでいると、万一の事故による保障が受けられなくなるばかりでなく、長い間未納にしておきますと、年金が受けられなくなってしまいます。これらの年金は、各納期ごとに納められた保険料によって得られるのです。ご自分の将来、家族への補助として手助けになるのが国民年金です。もし、納め忘れの方がいらっしやいましたら、至急、もよりの金融機関で納めてください。あなたの国民年金です。

年金保険料は、あなたの手助けとなる「年金」となっており、国が責任をもって有利に運用しています。

＜国保年金課国民年金係☎2241000内線284
有線20711＞

一日生活教室にご参加を

長野県上田消費生活センター
☎250998

動物愛好家の皆さん 講演会を開きます

長野県上田消費生活センターでは、一日生活教室として、プラスチックの安全性について講演会を次のとおり開きます。

皆さん、お誘い合わせのうえ大勢おでかけください。

とき…三月二十六日（木）、午後一時から三時

ところ…上田消費生活センター教室

長野県動物愛護会主催、動物愛護会上小支部共催により、動物愛好者が動物保護の精神の普及に努め、住みよい郷土づくりに貢献するため次により講演会を開きます。動物愛好家の多数ご参集をお待ちしています。

とき…三月九日（月）、午後一時三十分から四時

ところ…上田合同庁舎六階講堂

講演会テーマ…「プラスチックの安全性」

講師…生活評論家・正木英子さん

講演内容…「動物の習性と飼育管理の要点について」

講師…財団法人日本モンキーセンター動物園長・小寺重孝さん



(一月三十一日現在)
次の皆さんがなくなられました。
つつしんでごめい福をお祈りいた
します。

杉原トシ子さん	川辺町	五三	踏入二丁目	山崎ゆきさん	(踏入)	七六
田辺量治さん	岩下	六一	山崎勝子さん	舞田	七六	
田中紀幸さん	東築地	八〇	山崎みきさん	三好町	五四	
坂口西三さん			山野井正女さん	浦野	六二	
常磐城六丁目 (常磐町)		七一	山岸九十九さん	仁古田	八〇	
成沢米吉さん			橋詰たつよさん	岩清水	八三	
踏入二丁目	(踏入)	五一	中央北一丁目	(新田)	八八	
清水長松さん	畑山	八〇	久保井和男さん	笹井	七七	
小出ハルさん	(鎌原)	八〇	赤沼 操さん	(丸堀町)	八九	
中央西一丁目	川辺町	七七	中央四丁目			
山田とみさん			布施 勉さん	(馬場町)	九三	
萩原よ弥さん	(材木町)	八四	中央三丁目	(諏訪形)	六四	
中央二丁目	久保林	二九	斉藤国敏さん	諏訪形	六四	
井出初枝さん	川辺町	八八	手塚今朝明さん	奈良尾	九四	
高橋たつさん			成沢武雄さん	緑が丘北	七四	
宮腰かねぢさん			田中悦雄さん	矢 沢	六九	
天神四丁目 (北天神町)		七九	宮下資誠さん	赤 坂	七九	
高倉彦太郎さん	上青木	七六	坂田文江さん	(踏入)	五六	
横関学而さん	下之郷	八八	踏入一丁目	(踏入)	五六	
清水まさのさん	築地	九六	家本庄治さん	(踏入)	八五	
山田繁作さん			踏入二丁目			
常入一丁目	(踏入)	七二	宮原由尾さん	緑が丘三丁目 (緑が丘西)	六八	
三橋たき子さん	(海野町)	七一	山崎友保さん	(新田)	七〇	
中央二丁目	畑山	六四	中央北一丁目	小 泉	四四	
清水辰夫さん	柳 沢	六一	林 悦雄さん	中 野	六八	
宮原かんさん	吉 田	八三	片山雄一郎さん	大矢留三郎さん	七五	
宮沢貞女さん			南沢康善さん	岡	七六	
細野虎雄さん			山岸時次郎さん	川辺町	六一	
中央一丁目 (北天神町)		七八	滝沢とめのさん	(新屋)	六七	
城下利三郎さん	(上常田)	八〇	緑が丘一丁目	大日本	七四	
常田三丁目			鈴木古寿さん			
阿部つたいさん						
天神一丁目 (北天神町)		五八				
柳原勝太郎さん						
杉原トシ子さん	川辺町	五三				
田辺量治さん	岩下	六一				
田中紀幸さん	東築地	八〇				
坂口西三さん						
常磐城六丁目 (常磐町)		七一				
成沢米吉さん						
踏入二丁目	(踏入)	五一				
清水長松さん	畑山	八〇				
小出ハルさん	(鎌原)	八〇				
中央西一丁目	川辺町	七七				
山田とみさん						
萩原よ弥さん	(材木町)	八四				
中央二丁目	久保林	二九				
井出初枝さん	川辺町	八八				
高橋たつさん						
宮腰かねぢさん						
天神四丁目 (北天神町)		七九				
高倉彦太郎さん	上青木	七六				
横関学而さん	下之郷	八八				
清水まさのさん	築地	九六				
山田繁作さん						
常入一丁目	(踏入)	七二				
三橋たき子さん	(海野町)	七一				
中央二丁目	畑山	六四				
清水辰夫さん	柳 沢	六一				
宮原かんさん	吉 田	八三				
宮沢貞女さん						
細野虎雄さん						
中央一丁目 (北天神町)		七八				
城下利三郎さん	(上常田)	八〇				
常田三丁目						
阿部つたいさん						
天神一丁目 (北天神町)		五八				
柳原勝太郎さん						



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人との調和した、住みよいまちです。わたしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

訂正おわび

「広報うえだ」二月十六日発行第八三三号の五ページ、「五十四年度特別会計決算の状況」中、交通災害共済事業・歳入三、〇二四万円は、三、〇四二万円の誤りでした。おわびして訂正します。

栗林みつ子さん 下青木 八〇
天神三丁目 (泉平) 六三
溝呂木ヒサさん
天神一丁目 (北天神町) 八三
高木新三郎さん 金井 七三
池田ミサヲさん 神 畑 七八
尾沢とらじさん 桜台 七八
峰村広雄さん 中組 五四
鎌谷カツヨさん
常田二丁目 (北常田) 八三
尚和喜代常さん 下郷 五九
森川やす志さん 御所 五六
竜野義雄さん 築地 七八
高橋礼子さん ひばりが丘 三二
室賀あきさん 中之条 八七
池田金三郎さん 上郷 八四